

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 21 日

鳥取県立厚生病院長 花木 啓一

1 業務の概要

- (1) 委託業務の名称 鳥取県立厚生病院医事業務委託
- (2) 委託業務の内容 「鳥取県立厚生病院医事業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」及び「鳥取県立厚生病院医事業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 業務の実施場所 鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。
ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までを準備期間とし、令和 8 年 4 月 1 日から本稼働とする。
- (5) 予算額 3 0 5, 4 1 2 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等の健康診断・医療サービス」に登録されている者であること。
なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 10 月 30 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 (2) の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 (2) の場所に必ず連絡すること。
- (3) 調達公告の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項

の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 調達公告の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和 4 年 4 月 1 日以降に病床数 300 床以上の病院において、鳥取県立厚生病院医事業務委託仕様書 1 ページ 2「業務の概要」に記載する業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に基づき鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けていない者は、指定公金事務取扱者指定要件確認依頼書（様式第 6 号）及び必要な書類を、令和 7 年 11 月 7 日（金）正午までに 4(1) の場所に提出すること。

3 評価方法

企画提案書及び見積額の評価は、鳥取県立厚生病院医事業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施要領に基づき評価採点し、その評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、同点となり最優秀提案候補者が 2 名存在する場合は、評価委員の合議によって最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

4 手続き等

- (1) 本件プロポーザル及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 鳥取県倉吉市東昭和町 150 番地
鳥取県立厚生病院事務局医事課医事担当
電話 0858-22-8181（内線 3102・3103）

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

- (3) 実施要領等の交付

実施要領及び関係書類一式は、令和 7 年 10 月 21 日（火）から同年 11 月 19 日（水）までの間に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

（鳥取県立厚生病院ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 10 月 21 日（火）から同年 11 月 19 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ。

5 参加表明書の提出

本件プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を 4（１）の場所に令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時までに持参又は送付により提出すること。送付による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、4（１）の場所に送付すること。

- （１）公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- （２）公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号） 1 部
- （３）指定公金事務取扱者の指定に係る通知の写し又は指定公金事務事務取扱者要件確認書の写し 1 部

6 企画提案書等の作成及び提出

- （１）企画提案書等は、実施要領に基づき作成するものとする。
- （２）提出方法、場所及び期限

持参又は送付の方法により、4（１）の場所に令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 5 時までに提出すること。なお、送付による場合は、参加表明書の提出の場合と同じ送付方法とし、同日時までに到着したものに限り受け付ける。

7 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- （１）期日

令和 7 年 12 月 11 日（木）（予定）

- （２）場所

倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院 第 1 及び第 2 会議室（外来・中央診療棟 5 階）

- （３）実施方法

プレゼンテーションは一提案につき 30 分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、評価委員からの質問時間を 30 分間程度設けることとする。

8 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、3により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

1 1 その他

(1) 見積書について

見積書に記載する額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、3年間の総額とすること。

(2) 企画提案書の無効

2 の参加資格要件のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

(3) その他

詳細は、実施要領及び仕様書による。